

別添 8

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 [第1～第16 略] 第17 構内無線局 [1 略] 2 工事設計については、<u>2.4GHz帯又は5.7GHz帯の無線電力伝送用を除き、原則として技術基準適合証明設備を使用するものであること。</u> なお、技術基準適合証明設備でないものの申請については、設備規則第49条の9の規定により審査する。 [3 略] 4 無線通信システムの構成については、<u>テレメーター・テレコントロール・データ伝送、データ伝送、移動体識別又は無線電力伝送の用途ごとであること。ただし、920MHz帯にあっては、移動体識別用及び無線電力伝送用を併せ持つことができる（移動範囲が同一である場合に限る。）。</u> [5 略] 6 無線局の目的等は、次のとおりであること。 [(1) 略]</p> <p>(2) 通信事項 一般業務用通信に関する事項であること（ただし、<u>無線電力伝送用については、無線電力伝送に関する事項であること。</u>）。 [(3)・(4) 略]</p> <p>7 周波数等の指定方法 [(1)・(2) 略] [削る]</p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 [第1～第16 同左] 第17 構内無線局 [1 同左] 2 工事設計については、<u>原則として技術基準適合証明設備を使用するものであること。</u> なお、技術基準適合証明設備でないものの申請については、設備規則第49条の9の規定により審査する。 [3 同左] 4 無線通信システムの構成については、<u>テレメーター・テレコントロール・データ伝送、データ伝送又は移動体識別の用途ごとであること。</u> [5 同左] 6 無線局の目的等は、次のとおりであること。 [(1) 同左]</p> <p>(2) 通信事項 一般業務用通信に関する事項である<u>こと。</u> [(3)・(4) 同左]</p> <p>7 周波数等の指定方法 [(1)・(2) 同左] <u>(3)</u> 952MHzから956.4MHzまでの周波数の電波を使用する無線局 ア 平成25年1月1日以降は、現に952MHzから956.4MHzまでの周波数の電波を使用する無線局（平成24年12月31日以前に免許申請のあったものを除く。）については、現に当該免許人が指定を受けている周波数を除き、新たな周波数の指定は行わないものとする。</p>

[8 略]

9 免許の単位については、参考資料として無線システム構成図の提出を求め（ただし、専ら無線電力伝送用に使用するものについてはこの限りでない。）、昭和61年郵政省告示第381号（構内無線局の申請の単位を定める件）に定める条件に適合している場合には単一の無線局とし、その他の場合には複数の無線局として取り扱うものとする。

10 一の構内の範囲については、次のとおりとする。

[(1)・(2) 略]

(参考)

1 一の構内の範囲について

同一免許人の使用する建物又は土地等の区域については、その間に他者が構内無線局を開設する可能性のない立地条件であれば、公道等をはさんでいても、10項(1)のただし書に該当するものと解釈する。

したがって、他人が占有する建物や土地をはさむ場合は一の構内とは解釈できないものである。

なお、これに該当するか否かは、申請者に別添のような見取図を提出させ確認するものとする。

[2 略]

[別添略]

[11 略]

12 無線電力伝送用構内無線局については1から11までのほか、次のことについて適合するものであること。

(1) 施行規則第32条の8の3の規定により告示された条件に適合していることが確認できる資料が提出されていること。なお、再免許時も同様とするが、前回免許又は変更許可時から変更がない項目についてはその旨が確認できる資料とすることができる。

(2) 920MHz帯にあつては、送信装置の無線電力伝送用に使用する周波数が別表1に掲げる範囲内で希望する周波数に設定されていることが確認できる資料が提出されていること。

(3) 移動範囲は、施行規則第32条の8の3の規定により告示された条件に適合するものとして(1)で提出された資料に記載された1又は複数の運用空間が特定できるよう、都道府県、区市町村、丁目・番地、建物名、階数、室番号等が記載されていること。

(4) 干渉調整について、次のことについて適合するものであること。

ア 2.4GHz帯にあつては、2.3GHz帯放送事業用FPUの受信局から0.03km、5.7GHz帯にあつては、5GHz帯気象レーダーから3.3km、狭域通信システムの基地局から2.6km（空中線電力が10mW以下の基地局からは1.0km）、Bバンド放送事業用FPUの受信局から0.06km、Bバンド放送事業用TSLの受信局から1.5km（設置高低差7m以上の場合には0.15km）及びBバンド放送事業用STL/TTLの受信局から0.9km（設置高低差5m以上の場合には0.09km）の離隔距離を満たしていること（設置場所が特定されていない受信局を除く。）。

イ 平成25年4月1日以降の再免許に当たっては、希望する免許の有効期間が平成30年3月31日までの範囲であること。

[8 同左]

9 免許の単位については、参考資料として無線システム構成図の提出を求め、昭和61年郵政省告示第381号（構内無線局の申請の単位を定める件）に定める条件に適合している場合には単一の無線局とし、その他の場合には複数の無線局として取り扱うものとする。

10 一の構内の範囲については、次のとおりとする。

[(1)・(2) 同左]

(参考)

1 一の構内の範囲について

同一免許人の使用する建物又は土地等の区域については、その間に他者が構内無線局を開設する可能性のない立地条件であれば、公道等をはさんでいても、11項(1)のただし書に該当するものと解釈する。

したがって、他人が占有する建物や土地をはさむ場合は一の構内とは解釈できないものである。

なお、これに該当するか否かは、申請者に別添のような見取図を提出させ確認するものとする。

[2 同左]

[別添同左]

[11 同左]

[新設]

イ アの条件を満たさない場合には、当該無線システムの免許人等との間で有害な混信の回避等について調整が行われていること。

ウ 使用周波数帯、運用場所、連絡先等の開設予定無線局に係る基本情報を公開し、920MHz帯にあつては、電波天文業務の用に供する受信設備（水沢、那須パルサー、野辺山・宇宙、白田、あわら、みさと天文台、和歌山大又は石垣島の観測所から37.5km以内に設置する場合に限る。）、2.4GHz帯にあつては、2.4GHz帯無人移動体画像伝送システムの無線局、2.3GHz帯放送事業用FPU、N-STAR携帯移動地球局、構内無線局（法第12条の規定に基づき免許を受けた2450MHz帯のものに限る。）、2400MHz帯アマチュア局又は電波天文業務の用に供する受信設備（石岡、野辺山・宇宙、白田、石垣島若しくは入来の観測所から5.7km又は水沢若しくは小金井の観測所から1.6km以内に設置する場合に限る。）、5.7GHz帯にあつては、5.7GHz帯無人移動体画像伝送システムの無線局、Bバンド放送事業用FPU/TSL/STL/TTL、5750MHz帯アマチュア局又は電波天文業務の用に供する受信設備（石岡の観測所から1.8km又は白田の観測所から1.1km以内に設置する場合に限る。）のうち、干渉調整の求めがあつた無線局又は受信設備の免許人等と有害な混信の回避等について調整が行われていること。

エ 運用開始後を含め、使用周波数帯、運用場所、連絡先等の開設無線局に係る基本情報を公開し、同一又は近接する周波数を使用する他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備の免許人等から干渉調整の求めがあつた場合に調整に協力するための連絡体制が整備されていること。

[第18～第26 略]

[第18～第26 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。